



神戸市からのお知らせ



土地区画整理事業(案)説明会について

鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業の実施に向けて、10月14日(水)と17日(土)にまちづくり協議会・全体集会在開催され、10月19日(月)～25日(日)に個別説明会を開催し、合計60名の方に参加いただきました。また、11月8日(日)と10日(火)には広域的な範囲を対象とした都市計画案の説明会を開催し、74名の方に参加いただきました。

まちづくり協議会・全体集會及び個別説明会では、土地区画整理事業の仕組みや平均減歩率、清算金、事業の進め方等の説明をさせていただきました。以下に、これまでの説明会などで出された主なご意見・ご質問についてお知らせします。



Q どのくらい土地が減るの？

みなさんの土地の一部を少しずつ公平に出し合うことによって、道路や公園の用地は生み出されます。これを「減歩」といいます。みなさんの土地に対する減歩の割合を減歩率といい、平均して約10%を目標としています。



Q 区画道路(生活道路)はいつ頃決まるの？

区画道路(生活道路)は、令和3年度末の事業計画決定の際に決まります。令和2年度中に予定している都市計画決定では、土地区画整理事業の施行区域、公園の位置が決まります。



Q 土地区画整理事業区域内の人はみんな移転することになるの？

鈴蘭台幹線や区画道路に抵触している方は、必ず移転が必要になります。その他にも、土地の再配置により移転が必要になる方もいます。



Q 移転先はいつ頃決まるの？

令和3年度末の事業計画決定後、誰がどこに移転するのかの設計を権利者の皆様の意向も確認しながら神戸市で進めていきます。移転先が決まるのは、令和4年度以降になります。



Q 移転補償費は出るの？

令和3年度末の事業計画決定後、移転が必要な方の建物を調査し、今の建物と同等の建物を建てる、引っ越す、元の家を取り壊す、のに必要な金額を算定し、移転補償費としてお渡しします。



Q 旧兵庫商業高校跡地はどうなるの？

まちづくり構想では、旧兵庫商業高校跡地は閑静で落ち着いた住宅中心の土地利用にしてほしいことが盛り込まれています。北区民まちづくり会議からの提言や、民間事業者に市場調査を行った結果を踏まえ、住宅地を基本としながら地域の付加価値を高めるような施設の導入などの検討を進めており、できるだけ早くお示ししたいと考えています。公募による売却を予定しています。



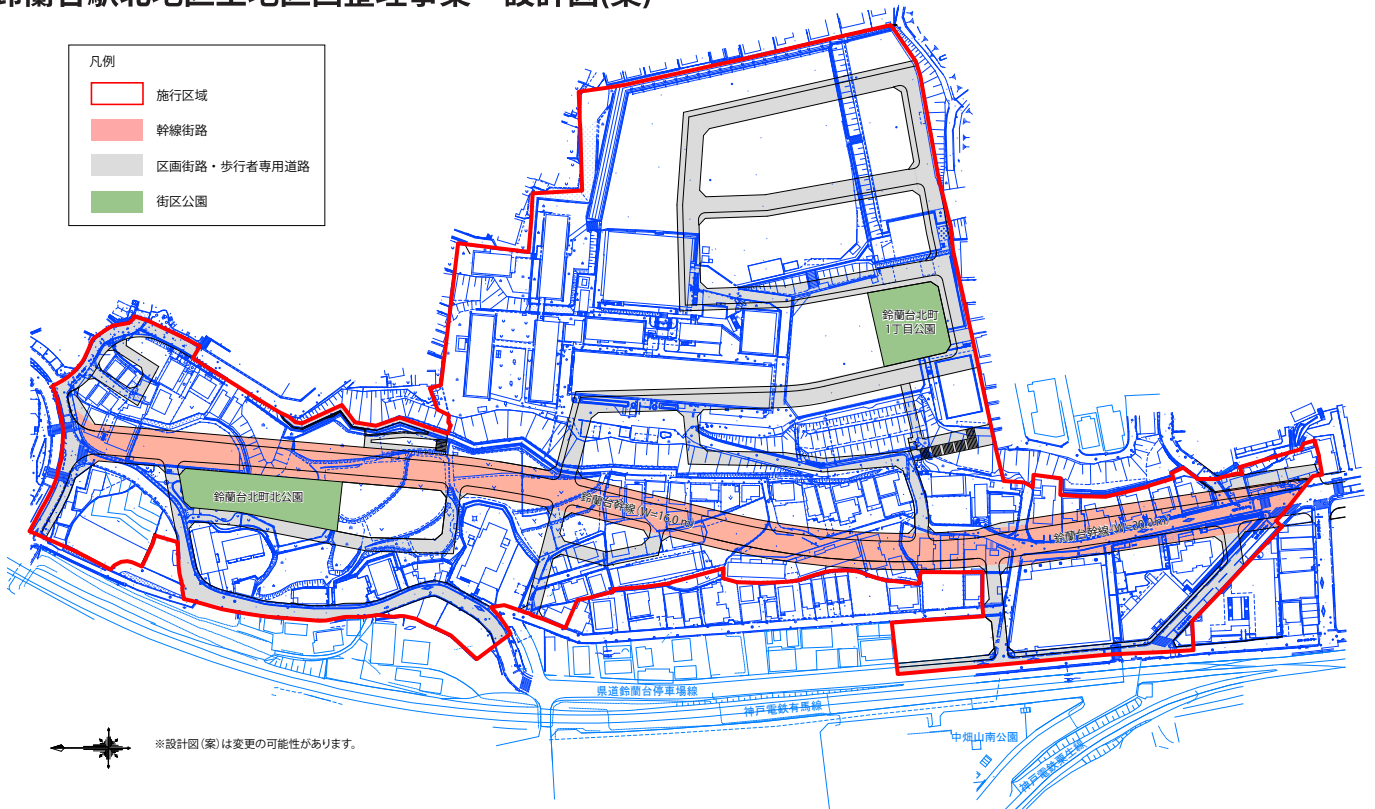
土地区画整理事業(案)について

まちづくり協議会・全体集会および個別説明会において、土地区画整理事業(案)および今後の進め方について説明しました(下図参照)。

みなさまへの正確な情報は、神戸市またはまちづくり協議会から発信しますので、ご不明な点やご不安なことがありましたら、神戸市またはまちづくり協議会にご相談ください。

鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業 設計図(案)

- 凡例
- 施行区域
 - 幹線街路
 - 区画街路・歩行者専用道路
 - 街区公園



土地区画整理事業の進め方

